

売掛債権貸倒保証制度のご案内

(団体取引信用保険)

社団法人茨城県法人会連合会

法人会では、会員企業の皆様における売掛債権に対する保全強化ニーズにお応えするため、売掛債権貸倒保証制度（団体取引信用保険）を導入しております。つきましては、法人会会員企業の皆様向けの加入プランをご用意しておりますのでご検討のうえご採用賜りますようお願い申し上げます。

主な特徴

① キャッシュフローの安定化が図れます。

☞ お取引先倒産時における貸倒損失の一定部分を保険金で回収できるため、キャッシュフローの安定化が図れます。

② 貸倒コストの平準化が図れます。

☞ 毎期変動する貸倒損失を一定の保険料に転嫁することにより、貸倒コストの平準化が図れます。

③ 対外的な信用力の向上が図れます。

☞ 売掛債権の保全強化によって、金融機関などの貴社に対する評価の向上が期待できます。

④ 簡易な申告書とお取引先リストでお見積りが可能です。

☞ 原則 10 社以上のお取引先を保険の対象とさせていただきます。（対象となるお取引先については、売上高上位順などの客観的な基準によりご選択いただけます。）



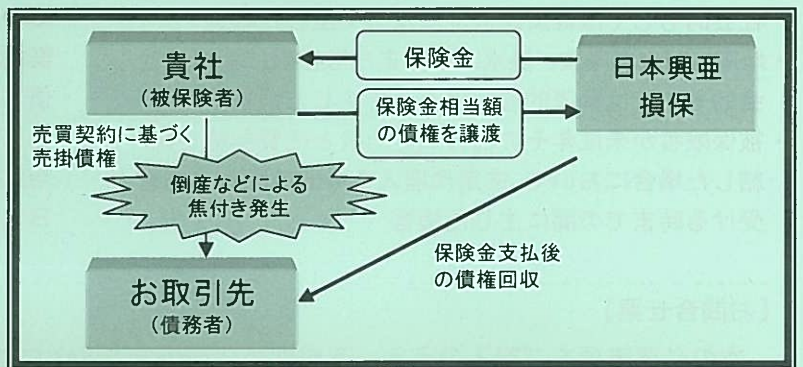
1

団体取引信用保険とは

○ 継続的な売買契約に伴う売掛債権が、お取引先の倒産などにより回収できない場合に貸倒損失の一部を補償する保険です。

※ スポット取引、リース、融資、工事請負契約などは対象外となります。

○ 法人会が契約者、会員企業の皆様が被保険者となる団体契約であり、ご加入いただくには、法人会の会員であることが条件となります。



2

ご加入プラン

○ 保険期間中のお支払限度額 : 保険期間中にお支払いする保険金の限度額を設定します。

○ お取引先ごとのお支払限度額 : 保険期間中のお支払限度額とは別に、お取引先の信用力に応じ、保険対象となるお取引先ごとにお支払限度額を設定します。

お取引先の信用力	お支払限度額(千円)
区分1	20,000
区分2	10,000
区分3	7,000
区分4	3,000
区分5	1,000

※ 申告書でご申告いただいた最大債権残高と区分ごとのお支払限度額のいずれか小さい金額で設定します。

※ 日本興亜損保による信用調査の結果によっては、お引受けができないお取引先もございます。

○ 縮小率^(注) : 90%

(注) 「正味損害額」に縮小率を乗じて得た額と「お取引先ごとのお支払限度額」の小さい方を保険金としてお支払いします。(ただし、保険期間中のお支払限度額が上限となります。)

* 「保険事故発生時の未回収債権額 + 保険事故発生日までの延滞利息 - お取引先に対する債務額 - お取引先からの回収額」で計算される金額をいいます。

○ 保険期間 : 平成 22 年 8 月 1 日 午前 0 時 から 平成 23 年 7 月 31 日 午後 12 時 まで

※ 補償開始日を毎月 1 日として、中途加入が可能です。申告書をご提出いただいたうえで、毎月 15 日までにお申込みおよび保険料のお払込みをいただいた場合の保険期間は、翌月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までとなります。

○ 保険料 : 保険対象となるお取引先の信用状況等に応じて決定させていただきます。

○ 保険料のお払込み : ご加入時に一括でお払い込みいただきます。

